

理財局特別情報（第九九號）

昭和二十一年五月二十七日
理財局

景氣對策としての二重豫算制及び長期豫算制

（瑞典、ノツタ、リンダール、一九三九年）

- 一、景氣對策としての財政政策の性質.....
- 二、景氣對策としての財政政策の前提條件.....
- 三、景氣對策としての財政政策の實行上の問題.....
- 四、景氣對策としての財政政策の結果.....
- 五、豫算制度の改正.....
- （一）根本方針.....
- （二）第一案（貨幣收支のみを計上する方法）.....
- （三）第二案（貯蓄上の收支をも計上する方法）.....
- （四）瑞典豫算制度改訂の實際.....



一、景氣調整としての財政政策の注意

(一) 国内経済状態は中央銀行の金利及び貸出政策並びに為替状況に依
存するところが大きいから、景氣政策は主として金融政策を通じて
行ふべく、財政政策は單に其の補助手段に過ぎない。

(二) 景氣政策としての財政政策の内容は好況期に於ける増税及び減出
節減、不況期に於ける減税、起債及び減出増加を爲すに在る。

(三) 豫算は自然に放置して置けば好況には減出増加、不況には其の
減少を來し却つて景氣波動を加重する傾向がある。

(四) 此の傾向を阻止して財政政策を景氣波動に對して中立的ならし
めようといふ提案は未だ不充分であつて、

(五) 正常的な政府活動は不況時の減、好況時の膨脹を許すべき
でないのみならず、

向政府の公共事業は収益的、不収益的の何れを問はず不況時に
多く好況時に少くしなければならず、

例 課税は好況時に多く不況時に軽くすべきである。
目之に依つて

(1) 公債募集はより少くは用て發行出来るし。

(2) 失業は減少し、

(3) 物價及び景氣波動は緩和される。

三、景氣調整としての財政政策の前提条件

(1) 斯かる財政政策が可能ななるための前提条件は、

(1) 對外經濟關係の調整、

(2) 總算制度の改正、

(3) 總算執行手続の改正及び

(4) 經濟の透明化の成功である。

(1) 金本位制下に於ては、一國が獨立に於ける政策を執行することは困難である。或し各府の集約が困難であつて、總算制度の整備を講へることが難しい。

(2) 自由金本位制に於ては、總算制度の整備は獨立に於けるから、其の政策の執行は容易であり、其の効果が少ない。

三、總算制度の改正は、既に論議する。

(四) 豫算の執行に付ては公共事業の如く延期の可能な支出の執行に
 關し支出許容の決定に許容された額の支出其のものの決定は
 は之を切離して經濟景況に反作用を及ぼすやうタイミングを行
 ふべきである。此のためには地方財政の實行をも中央政府の輔
 調下に置くことが必要である。

(五) 經濟の短期豫測が不完全であつてタイミングを誤ることも充分
 考へられるがそれでも自然の成行に任せて好況時に多くの不
 況時に少い公共事業を行ふよりはましである。

三、景氣對策としての財政政策の實行上の問題

新かる政策を行ふに當つて注意すべき點は左の通りである。

(一) 不況時に公共事業を起すに當つては特權の經濟的利害より生ず
 る政治的紛糾を虞視せねばならぬ。蓋し政府支出に依つて直接
 収入増加を來す労働者や産業は唯だ間接に好影響を受けるに止
 まる産業があるからである。

(二) 好況時の歳入超過、不況時の歳入超過を緊密に金融市場政策と

連繫せしめ其の助けとするため中央銀行管后の助言を受けらるる必要
がある。

四景氣對策としての財政政策の結果

(一) 財政的には均衡が弾力化され長期的に達成せられることとなる。

即ち「健全財政」は

(1) 經常歳入（資産賣却及び借入以外の歳入）が經常歳出（國の純
資産増加ならぬ歳出）と均衡することを意味し、

(2) 投資歳出（國の純資産増加を來す歳出）の内

(1) 収益的投資は瑞典においては既に早くより當該資産に付て利
子及び償却を計上して居るから問題はないが、

(2) 非収益的投資は當該資産の償却及び元利拂還を經常歳入で賄
はねばならぬことを意味するのであるが、

之が
よ
い。
は
中
の
繰
算
に
お
い
て
で
な
く
或
る
期
間
に
付
て
實
現
す
れ
ば

(二) 類かる健全財政は色々の利點があると言はれて居るが（ミニムム
ール）

(3) 其の主なる効果は富の分布の平均化に求むべきである。蓋し健全

財政は窮乏に於ては賠償の減少によつて減税を齎すものであるが差當り増税を意味し、之は主として資本課税に求められるから富者の負担は増加するからである。

(2) 窮乏に於ける流税のため資金の引下が可能と爲り以て失業減少に寄與する効果ありとするも、大したものではない。

五 予算制度の改正

景氣対策としての財政政策の前提條件の内、予算制度を改正して毎年の予算に弾力性を與へ長期間に付て右の均衡を實現するやうにするため採るべき方策は如何。

(一) 根本方針は歳入超過又は歳出超過が一見して明らかとなる様に予算を建てることである。

(二) 現實の貨幣收支のみを予算に計上する方法

(1) 通常予算

(1) 歳入 經常歳入（租税、手数料、官業種収入、貸付金、利子、其の

他）及び特別予算よりの歳入

(四) 支出

普通支出（經常的行政費、其の他の消費的支出、國債利子等）及び投資の維持及追加費（非政府的投資、國債償還）（特別予算への納入）

(五) 特別予算

(イ) 歳入

借入金及び資産売却（通常予算よりの歳入）

(ロ) 歳出

資産の増加（政府的投資）及び通常予算への納入

(四) 財政の均衡及び不均衡は石油常予算と特別予算との総入を一見するにこそなつて其の程度が明らかである。毎年の均衡は問題ではなく、或る期間に付て結局均衡すればよいのであるが其の期間は何う定めるか。

(イ) 原則として景氣の一循環内で大体均衡すればよい

(ロ) 然し景氣循環は將來はより不規則的になるであらうから正確な

期間を予定する譯にゆかぬし

(ハ) 經濟波動は必ずしも景氣循環のみに限られて、又

(ニ) 政府の投資支出は時に或つて大きいこともあり小さいこともある。不況の深刻なとき又は軍備の必要あるときはこれは極

めて大とならう。

依つて非常に長い期間（十年以上）赤字が続くことがあり得るが之は心理的にも不可であるから其の場合には國債償還を一時延期することとし將來の再將來に俟つ外はない。

(二) 投資資産の計算上の取支をも豫算に計上する方法

(1) 通常豫算の歳出中經常歳出に新たに非収益的投資資産の償却（減価建命への繰入）を計上すると共に非収益投資は右償却との差額だけを計上し、

(2) 特別豫算の歳入には資本建命として右投資額を計上し、歳出に同額を計上する。

(3) 之に依つて非収益的投資も上述の「健全財政」原理を損ふことなく起債財源に依り得るから、(二)の方法に依る場合の最大の困難たる(一)の(3)の(4)の欠陥は除去される。

(四) 是與豫算制度改革の實際

瑞典では景氣政策としての財政政策実行の爲に職相エルト・ウイグフオルムに依つて一九三九年迄に次のやうな豫算制度改革が行はれた。

(1) 従來非収益的投資に付ては起債を認めなかつたのを改め赤字公債發行を計すこととした。

(註) 地方財政に付ては従前から之は認められて居たが、他
地方万債の起債は總て七五%の特別の多岐決を必要と
し、中央政府の許可を要することゝ爲つて居り、極めて
非彈力的である。

(2) ③の方法が大體採用せられて豫算が編成せられることになつ
た。通ふ所は收支理高を通常豫算と特別豫算との間に直接帶
替へることとせず豫算平衡資金を借りる體であるが之は技術
的の相違たるに止まる。

(3) 豫算の長期均衡確保のため毎年度豫算に次の十年間に於ける
均衡達成計畫を附すべきこととした。

(4) 豫算の實行に關するタイムインダの問題は不況の更に深化した
場合に限り支出を許容するといふ條件附の「緊急豫算」を別
途議決するといふ方法で解決せられた。

(5) 斯くて瑞典の制度は景氣対策としての財政政策の線に沿ふた
ものである。が、上述③の方法と異なる所は通常豫算支出に
①非収益的投資支出に付て償却法の外に減價額を計上せず、且つ
②非収益的投資と償却との差額を計上せず、唯々投資した年
度に一に限りの相當多額の償却を代りに計上した
點である。

之は上述の健全財政の内容を緩和したものであつて其れを赤字は少くなり、非純益的投資資産にも或る程度の官務債値を認めたる結果となつて居る。

(註) 更に發達の債値下落をも計上して其の年度の經常歳入で補填せねばならぬといふ説もあるが、之は不況時には莫大な額に上るべく、當局は實際問題として其の評定を便宜的にしか行はぬであらうから大きな官務債は期待出来ない。